徳島県広告事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、徳島県が保有する資産（県が発行する印刷物等を含む。以下「県有資産」という。）に民間事業者等の広告を表示し、又は県有資産の命名権等を譲渡し、 その対価として広告料を徴収する広告事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（広告事業の目的）

第２条　広告事業は、地方主権時代を迎え、持てる資源を十分に活用した行財政運営が求められる中で､県の財産の運用や施策の展開において､民間事業者等の情報発信を組み 込むことにより、県有資産の有効活用を図るとともに、新たな財源の確保を図り、地域 経済の活性化に寄与することを目的とする。

（広告事業の内容等）

第３条　広告の内容は、県有資産の公共性等を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

（１）法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの

（２）公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

（３）人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

（４）政治性又は宗教性のあるもの

（５）個人の氏名を広告するもの

（６）社会問題等についての主義又は主張に当たるもの

（７）当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

（８）誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの

（９）たばこに関するもの

(10) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの

(11) その他、県有資産を活用した広告として、適当でないと認められるもの

２　次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、表示することができない。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規制されるもの

（２）賭博・ギャンブル（法令の規定に基づき行われる公営競技、宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）に係るもの

（３）法律に定めのない医療類似行為に係るもの

（４）その他、県有資産を活用した広告を表示する業種又は業者として、適当でないと認められるもの

３　法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、県の指名停止措置等を受けている者等は、広告主又は広告取扱業者（以下「広告主等」という。）となることができ ない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

４　暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者については、広告主等となることができない。

（広告料の設定）
第４条　広告事業に係る広告料の額は、類似の事例等を勘案の上、設定する。但し、入札等の方法により広告を募集する場合は、この限りでない。
２　広告料は、広告の表示に当たり行政財産の使用許可に係る使用料を徴収する場合においても徴収する。

（広告主等の決定）
第５条　広告事業に係る広告主等は、原則として公募する。
２　広告主等の募集及び決定方法、広告表示に必要な手続き等については、広告事業を実施する各担当部局において別に定める。

（広告に関する責任）
第６条　表示した広告に関する責任は、広告主等が負う。
２　広告内容等が虚偽であることが判明した場合又は第３条第３項の規定により広告主等としない決定をした場合は、広告の表示を中止する。また、広告の表示の中止に伴い生　じる経費は広告主等が負担する。

（広告料の使途）
第７条　広告料は、各担当部局の新規事業の経費、広告事業の実行経費及び県有資産の管理運営経費に充てることができる。

（雑則）
第８条　広告事業は、この要領に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）その他の関係法令等の定めるところに従い、適正に行わなければならない。
２　この要領に基づく取り組みに関し必要な事項については、別に定めることができる。

附　則
この要領は、平成１８年４月２７日から施行する。
この要領は、平成２３年１月２０日から施行する。
この要領は、令和８年１０月１日から施行する。